

議案第 25 号

上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 1 条 上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 17 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 18 条第 1 項第 1 号並びに第 20 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(上越市統計調査条例の一部改正)

第 3 条 上越市統計調査条例（昭和 46 年上越市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 22 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 6 条 特別職の職員の退職手当に関する条例（平成 3 年上越市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第7条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(上越市水道水源保護条例の一部改正)

第7条 上越市水道水源保護条例（平成6年上越市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(上越市自然環境保全条例の一部改正)

第8条 上越市自然環境保全条例（平成20年上越市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(上越市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第9条 上越市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起

訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）、第20条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の特別職の職員の退職手当に関する条例第7条第1項及び特別職の職員の退職手当に関する条例第7条第2項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。